

「新型コロナウイルス感染症対策」について

2. 保育所等における対策

◎運営

市内保育施設

(1) 自粛要請等期間

- ① 3月2日から4月26日登園自粛要請
- ② 4月27日から6月13日臨時休園※特別保育の実施
- ③ 6月14日から6月30日登園自粛要請

(2) 登園率

- ① 緊急事態宣言前※登園自粛要請中（4/6）約75%
- ② 緊急事態宣言中※登園自粛要請中（4/7～4/26）約30%
- ③ 緊急事態宣言中※臨時休園中（4/27～5/25）約20%
- ④ 緊急事態宣言解除後※臨時休園中（5/26～6/13）約40%
- ⑤ 緊急事態宣言解除後※登園自粛要請中（6/14～6/30）約75%

(3) 3密回避及び衛生管理等

①園児に対する対応管理

- ・ 保護者及び児童の登園前の検温の徹底、午睡後の検温
- ・ 玩具等のコーナーの分散化
- ・ 給食時の席の間隔を空ける
- ・ 時間差で給食を食べる
- ・ 席間に透明シート等で仕切りを付ける
- ・ 手指の消毒
- ・ 朝の会等を実施しない
- ・ 午睡時は布団の間隔を空ける

②衛生管理

- ・ 歯磨きの中止※うがいのみ
- ・ 玩具の消毒

③その他

- ・ 園単位からクラス単位の保育の変更
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの作成
- ・ 園内ポスターの掲示
- ・ 保育室の窓を開けて定期的に換気をする
- ・ 卒園式は人数制限をして実施

【資料5-2】

- ・ 謝恩会は規模を縮小して実施、又は中止

◎市民への対応

保護者に対して登園自粛要請、臨時休園及び保育料の日割り計算に関する通知を送付した。(約2千世帯に郵送4回実施)

(1) 保育料の日割り計算を実施

①内 容：登園自粛した日数分の保育料を還付及び助成する。

②実施期間：3月分から6月分

③人 数：3月（保育所）135人（小規模）101人 計236人
4月（保育所）384人（小規模）360人 計744人
5月（保育所）404人（小規模）435人 計839人
6月（保育所）集計中（小規模）集計中

(2) 育児休業期間の延長

①内 容：4月入所児童の保護者の職場復帰について、令和2年9月30日までの延長をした。

(3) 求職期間の延長

①内 容：和光市では求職活動期間を2カ月と定めているが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響があった場合には、1か月間の延長をした。また再認定についても柔軟な対応を図っている。

(4) 特別保育の実施

①内 容：臨時休園期間中については、医療従事者や社会機能を維持する業務に従事している等の真に保育が必要な保護者に対して在籍園での特別保育を実施した。

◎その他

- ・ 市内全保育施設に対して、国の補助金を活用してマスク、アルコール消毒液等の配布を行った。
- ・ 市内事業者より、保育所に対して消毒液、お絵描き帳の寄贈があった。